

PC、モバイルPC、タブレットを購入した場合は必ず提出してください。
※上記以外でも、汎用性が高いと市が判断した場合、提出を求める場合があります。

中小企業等事業向上補助金 導入理由書

区 分	内 容
1 購入品目	
2 購入品目の 使用者	
3 購入品目の 使用用途	
4 成 果	

(申請書における「事業成果を示す資料」について)

申請書に添付する「事業成果を示す資料」においては、購入品目の写真だけではなく、テレワークやテレビ会議その他新たな取組に取り組んでいることがわかる写真や資料を添付してください。

※PC等を導入する場合

(対象となる経費の例)

新たに導入するテレワークやテレビ会議等のために必要な次の費用

- ・PC機器 (PC、モバイルPC、タブレット、周辺機器等) の購入費用又はリース費用等
- ・Web会議システム利用料等
- ・テレワーク導入に係るコンサルティング費用等
- ・システム設計・構築等の委託費用、導入時サポート費用、保守管理委託費等

(対象外となる経費の例)

- ・既にテレワーク等を導入していた事業者が、単に設備・備品を更新する費用等
- ・既にテレワーク等を導入していた事業者が、単に設備や備品の買い増しを行う費用等
- ・消耗品 (CD/DVD、USBメモリ、インク等)
- ・通信費 (インターネット回線、プロバイダー料金等)